

(別紙2)

## 同居家族等がいる場合の生活援助の取扱いについて

平成31年3月 富士見市高齢者福祉課

### 1 基本的な考え方

同居家族等がいる場合の生活援助の取扱いについては、「やむを得ない事情により、家事を行うことが困難な場合」に行うものとされています。また、市町村に対しては、「同居家族等がいることのみを判断基準として、保険給付支給の可否を決定することがない」よう求められています。(平成19年12月20日厚生労働省老健局振興課事務連絡ほか)

「やむを得ない事情」の判断について、一部の困難事例を除き、これまでは各居宅介護支援事業所や各介護支援専門員に一任し、記録の整備のみをお願いしておりましたが、今後は介護給付費適正化の観点から、届出書(兼理由書)の提出をお願いします。

### 2 やむを得ない事情と認められる代表的な事例

- ①同居家族等も障害や疾病を持っており、行うのが難しい家事がある場合。
- ②同居家族等に障害・疾病がない場合であっても、加齢に伴う体力低下等、心身に影響が生じ、行うのが難しい家事がある場合。
- ③同居家族等が仕事等で不在の時に行わなければ、日常生活に支障をきたす家事がある場合。

### 3 届出対象及び届出時期

同居家族等がいる場合の生活援助を位置付けたケアプランを作成(または変更)した場合、翌月の末日までに届出てください。

なお、これまでに、口頭で報告いただいている案件についても、平成31年4月30日までに届出書の提出をお願いいたします。

### 4 留意事項

居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対し、その解決に必要で最も適切なサービスの内容とその方針を、明確に記載する必要があることにご留意ください。

### 5 その他

本届出書の提出によって、同居家族等がいる場合の生活援助の利用が確定するものではないことに注意してください。やむを得ない事情の判断が適当と認められない場合、再度のアセスメントやサービス担当者会議の実施などを行っていただきます。